別表第１備考１⑹１)イに後段として次のように加える。

又は、代替の方法として、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物を標準物質とし、標準物質30ｇ及び試験物質とファイバーセルロースとの混合物（質量比１：１及び４：１とする。）30ｇの燃焼率を測定する。なお、試験物質の燃焼率は、質量比１：１及び４：１の混合物についてそれぞれ測定した燃焼率のうちいずれか高いものとする。

別表第１備考１⑹２)イの表に次のように加える。

試　　験　　成　　績	等級
燃焼率が、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が３：１である標準物質の燃焼率を超えるもの	1
燃焼率が、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が１：１である標準物質の燃焼率以上のもの	2
燃焼率が、過酸化カルシウムとファイバーセルロースとの混合物の質量比が１：２である標準物質の燃焼率以上のもの	3

別表第１備考２１の表Ａ４の項２)に次のただし書を加える。

ただし、この場合においては、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第１項に規定する書類に記載すること。

別表第１備考２１の表Ａ５の項２)に次のただし書を加える。

ただし、この場合においては、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第１項に規定する書類に記載すること。

別表第１備考２１の表Ａ１８の項中「塩化第一水銀及び」を削り、同表Ａ１９の項を次のように改める。

A19	１）火薬類により作動するものは、一台当たりの作動薬包（区分番号が１．４であって、隔離区分がＣ又はＳのものに限る。）の総量が3.2ｇ以下のものに限ること。 ２）当該物件は、製造国の規定に従って製造、試験、承認及びラベルの貼付がなされたものであること。 ３）当該物件は、以下のものとする。 ア）手動用の持ち運び可能な消火器 イ）航空機内に装備された消火器 ウ）手動用で車輪が取り付けられた消火器 エ）車輪、車輪付荷台又は（小型）トレーラーと類似した輸送用ユニットに取り付けられた消火装置又は機械 オ）非自走式圧力ドラムと装置から構成される消火器であって、搭降載時にフォークリフト又はクレーン等により取り扱われるもの

別表第１備考２１の表Ａ２８の項中「ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム塩（二水和物）は」の下に「、他の分類又は区分に該当しない場合は」を加え、同表Ａ３２の項中「エアバッグインフレーター、エアバッグモジュール若しくはシートベルトプレテンショナー」を「電気及び火工品により作動する安全装置」に改め、同表Ａ６７の項中「当該電池を動力とする装置、機器及び車両は」を「当該電池を動力とする装置、機器及び車両を貨物として輸送する場合、当該物件は」に改め、同表Ａ６９の項中「次に掲げる物件」の下に「（ランプを除く。）」を加え、２)を削り、３)を２)とし、同表Ａ１２３の項２)中「、ニッケル水素」を削り、同表Ａ１３１の項１)中「殺菌装置」を「ガラス製の内装容器を使用した殺菌装置」に改め、同項２)ただし書中「、ガラス製内装容器に収納する場合は」を削り、「当該容器」を「当該内装容器」に改め、同表Ａ１６６の項の次に次のように加える。

A167	第10条の要件に適合していること。

別表第１備考２１の表Ａ１７７の項の次に次のように加える。

A178	危険物を含有するアタッシュケース、金庫、現金輸送用バッグ等は、次に掲げる要件を満たす場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。 １）不測の作動を防止するための機能を有すること。 ２）装置に火薬、爆薬、火工品その他爆発性を有する物件が含まれている場合は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。 ３）装置にリチウム単電池又は組電池が組み込まれている場合は、次のいずれかの要件に従うこと。 ア）リチウム金属単電池の場合はリチウム含有量が１ｇ以下、リチウム金属組電池の場合は総リチウム含有量が２ｇ以下であること。 イ）リチウムイオン単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、リチウムイオン組電池の場合は総ワット時定格量が100Wh以下であること。 ウ）単電池又は組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 ４）装置に高圧ガスが含まれている場合は、次の要件に該当すること。 ア）区分番号が２．２であって、一容器当たりの容量が50ml以下であること。 イ）機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすものでないこと。 ウ）偶発的に作動した場合であっても全ての有害な影響は当該装置内にとどまり、かつ、大きな警告音を発するものではないこと。 ５）欠陥又は破損している物件は、輸送が禁止される。 ６）輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。
A179	国連番号が3077の物件にあっては、別表第１の許容質量又は許容容量に掲げられた最大正味量にかかわらず、最大正味量が1000kgを超えないＩＢＣ容器を備考３に定める「956」に従って使用することができる。

別表第１備考２１の表Ａ１８６の項１)ウ)中「圧力」を「圧力差」に改め、同項１)オ)に次のただし書を加える。

ただし、平成25年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

別表第１備考２１の表Ａ１８７の項に次のように加える。

４）加圧された物質が、旅客機及び旅客機以外の航空機ともに輸送禁止の成分を含む場合は、輸送を禁止する。

別表第１備考２１の表Ａ１９０の項を次のように改める。

A190	三フッ化ホウ素ガスを内蔵する中性子線探知機及び当該機器を内蔵した装置は、次に掲げる条件を満たす場合に限り、「Ａ２」の規定を適用せず旅客機以外の航空機により輸送することができる。ただし、当該物件に内蔵されるガスの収納量が１ｇ以下である場合（はんだ付けにより封入されている場合を含む。）にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 １）中性子探知機は、次の基準に従ったものであること。 ア）当該物件の内部圧力は20℃において105kPaを超えないこと。 イ）当該物件に内蔵されるガスの収納量は一の探知機において13ｇを超えないこと。